

令和5年1月18日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	五洋建設株式会社	東京都文京区後楽2-2-8

2 入札参加資格停止措置期間 令和5年1月18日から令和5年2月17日まで（1カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

五洋建設株式会社の使用人は、「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」に関し、作業員が令和3年7月9日に高所作業車から転落し負傷したことについて、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく報告すべきところ、令和3年8月19日に至るまで報告しなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和4年12月22日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第14項「不正又は不誠実な行為」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第14項 ア「業務に関し、法令に違反したとき。」	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内